

② 第一表の 収入金額等 と 所得金額等 の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(8ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出年月日、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(居所・事業所等を含みます。)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「力雜(公的年金等)」欄に転記してください。

また、**所得金額等**の「**⑦**
雜(公的年金等)」欄に記載
する公的年金等の雜所得の
金額は、「**令和7年分所得
税及び復興特別所得税の
確定申告の手引き**」の11
ページから12ページで求め
ることができます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要

です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずに持たください。

③ 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の6ページも併せてご覧ください。

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

⑬ 社会保険料控除

あなたのや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払つたり、あなたの年金などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、給与所得者が、既に年末調整の際に控除を受けている場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要がありますのでご注意ください。

また、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、**第二表**の「⑬社会保険料控除」の「保険料等の種類」欄に、「**源泉徴収分**」と書いてください。

詳しくは、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の15ページを参照してください。

配偶者や親族に関する事項

この事例では、「配偶者控除」(10ページ参照)の適用があるため、最上段の行に、配偶者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日を記入します。

なお、あなたの合計所得金額（8ページ参照）が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除（10ページ参照）を適用することはできません。

また、扶養親族や特定親族がいる場合は、2行目以降に、扶養親族の氏名、マイナンバー（個人番号）、続柄、生年月日等を記入します。

詳しくは、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の19ページから20ページを参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

